

役員及び評議員の報酬及び費用弁償
に関する規則

社会福祉法人 まごころ

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規則

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人まごころ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規則に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人の公益性に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、実際に担当業務を処理している者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事の内常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき設置されている者をいう。
- (5) 報酬等とは、法人から支給される報酬、賞与であって、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（食費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対し職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万円の範囲内とする。

- 2 常勤理事の報酬は、別表第1のとおりとする。
- 3 各々の常勤理事の報酬月額は、理事長が担当業務内容により定めた報酬額を、別表第6「常勤理事俸給表」のうちから、理事会の承認後、評議員会の決議を得て決めるものとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円の範囲内とする。
- 6 監事の報酬月額は、別表第3「監事の報酬」に定める額とする。
- 7 この法人の全評議員の報酬総額は、年間30万円の範囲内とする。
- 8 各々の評議員の報酬月額は、別表第4に定めるとおりとする。
- 9 常勤理事の賞与は別表5のとおりとする。
- 10 各々の常勤理事の賞与額は、理事長が理事会の承認後、評議員会の決議を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 当月末日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたる時は、その前日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人の、評議員及び役員がその職務の執行に当たって必要とし、又は負担した費用については、その実費を支払うものとする。

また、出張等において要した費用については、別に定める旅費規程に基づき支払うものとする。

第3章 退職慰労金

(退職慰労金)

第8条 この法人は別に定める常勤役員退職慰労金支給規則により、退職慰労金を支給するものとする。常勤理事として大過なく常勤し、辞任又は退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の承認後、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認後、評議員会の決議を得て、別に定めるところによる。

附則 この規則は、平成26年11月20日から施行する。

附則 この規則は、平成27年3月20日から施行する。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成29年5月27日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬月額

| | | |
|--------|----|------------------|
| 理事長 | 月額 | 1,000,000 円までの範囲 |
| 業務執行理事 | 月額 | 1,000,000 円までの範囲 |

別表第2 非常勤理事の報酬

月額 5,000 円を支給する。

ただし、法人業務を実施するために勤務した場合は、

2 時間以内は 2,500 円

2 時間以上は 5,000 円を支給することができる。

別表第3 監事の報酬

月額 5,000 円を支給する。

ただし、監査業務を実施するために勤務した場合は、

2 時間以内は 2,500 円

2 時間以上は 5,000 円を支給することができる。

別表第4 評議員の報酬

| | | |
|-----|----|---------|
| 議長 | 月額 | 4,000 円 |
| 副議長 | 月額 | 3,500 円 |
| 評議員 | 月額 | 3,000 円 |

ただし、法人業務を実施するために勤務した場合は、

議長においては、

2 時間以内は 2,000 円

2 時間以上は 4,000 円を支給することができる。

副議長においては、

2 時間以内は 1,750 円

2 時間以上は 3,500 円を支給することができる。

評議員においては、

2 時間以内は 1,500 円

2 時間以上は 3,000 円を支給することができる。

別表第5 常勤理事の賞与

年間で、月額報酬の 3 倍までの範囲